

(4) 信用状取引の金融機能

信用状取引とは、為替手形や運送書類の機能、国際間決済の仕組み、さらに銀行の信用力と資金を利用した取引であり、輸出代金回収を確実にする手段であるだけでなく、輸出者・輸入者にとって金融面でも重要な意味をもっている。

輸出者にとっては、信用状の利用により銀行に荷為替手形を買取ってもらうことが容易になり輸出代金の早期資金化が図れる。輸入者にとっては、輸入貨物を担保に差入れることで、信用状発行銀行から代金決済について一定期間の支払猶予（輸入ユーザンス）を受け、貸渡し（Trust Receipt ; T/R）によって銀行から船積書類を受け取り、商品を売却してから売却代金をもって決済することができる。

(5) 荷為替手形取引と信用状取引の特徴

輸出者、輸入者、買取銀行、取立銀行および信用状発行銀行それぞれの立場からみた信用状なし荷為替手形取引と信用状付荷為替手形取引の特徴は次のとおりである。

表 1-1 荷為替手形取引と信用状取引の特徴

	輸出者	輸入者
信用状なしの場合	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入者による支払又は引受までの間、貨物に対する所有権を確保できる。 ・銀行が荷為替手形の買取に応じてくれば、早期に代金を回収できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・売買契約に従って貨物が船積されたことを、船積書類により確認したうえで、代金の支払又は引受を行うことができる。 ・銀行から決済資金の融資を受けやすい。
	買取銀行（輸出者の取引銀行）	取立銀行（輸入者の取引銀行）
	<ul style="list-style-type: none"> ・荷為替手形に裏付けられた担保（貨物）が存在するので買取に応じやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・買主に貨物の引取資金を融資する場合、担保（貨物）を確認できる。
信用状付の場合	輸出者	輸入者
	<ul style="list-style-type: none"> ・信用状発行銀行の支払確約がある。 ・信用状条件を充足した荷為替手形を整え、取引銀行（買取銀行）に買取を依頼することで早期に代金を回収できる。 ・信用状があるので、船積前に取引銀行から集荷、生産等の運転資金の融資を受けやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用状の発行により、輸出者を安心させ、価格条件や決済条件等を有利に導きやすい。 ・輸入ユーザンスと貸渡しを受けて貨物を引き取り、それを売却した代金で輸入ユーザンスの決済を行うことができる。
	買取銀行（輸出者の取引銀行）	信用状発行銀行（輸入者の取引銀行）
	<ul style="list-style-type: none"> ・信用状発行銀行の支払確約があるので安全性の高い取引ができ、買取に応じやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用状条件どおりの船積が行われたことを確認でき、取引の安全を確認できる。

5. 各国の外国為替決済制度

海外の銀行との間で、外国送金、信用状なし荷為替取引、信用状付荷為替取引などの形態で行われる外国為替取引は、コルレス契約に基づいて銀行間で直接決済されるほかに、コルレス契約がなく直接決済できない場合などでは取引通貨国の外国為替決済システムを通じて決済されることも少なくない。また通貨の売買としての外国為替は、ある通貨と他の通貨との交換であり、多くの場合、交換は当該二通貨の国の外国為替決済システムを使って決済される。このため、全銀内為システムのような国内取引のための決済制度とは別に、外国為替の国内間決済のための制度が整備されている。

各国は、それぞれ独自の通貨を持ち、それぞれ独自の支払・決済システム⁸、すなわち、当該国内において自国通貨による支払と金融取引を行うための枠組みとそれに必要な諸機関が存在し、外国為替の決済は主に電子資金振替システムが利用されている。

(1) 国内の決済制度（外為円決済制度）

外為円決済制度とは、次のような外国為替取引に伴う円資金の決済を行うためのシステムである。

- コルレス先の円勘定の資金操作
- 円建外国送金の代り金
- 円建輸出入代金
- 外国為替市場での通貨売買に伴う円貨代金
- 証券関連円資金

外為円決済制度は社団法人東京銀行協会によって運営されているが、支払指図の交換と決済事務は同協会の委託を受けて日本銀行が日本銀行金融ネットワークシステム（日銀ネット）によって処理している。

以前は営業時間中（9:00～13:45）に交換された支払指図は、決済時限 14:30 にその交換戻（加盟銀行間の貸借）を計算して加盟銀行および東京銀行協会が日銀に保有している当座勘定の振替入出金によって決済を行う「時点ネット決済」が行われていたが、2008年10月14日から時点ネット決済は廃止され RTGS（即時グロス決済システム）化された。具体的には、支払指図送信のつど、即時に決済を行う「通常決済」（旧グロス決済、9:00～17:00）または「同時決済」（流動性節約型の RTGS）のいずれかで決済されている。

⁸ 支払とは価値の移転を指示することをいい、決済とはその指示に従って価値を移転することをいう。小切手支払を例にとると、買手から売手への小切手引渡しが生じると、買手の銀行口座から売手の銀行口座に入金されたときに決済が完了する。

このように外国為替取引に伴う円資金は、CLS⁹決済を除いて、原則として同時決済で処理されている。

(2) 欧米の決済制度

米国では連邦準備制度が運営するフェッドワイヤー (Fedwire : Federal Reserve' s Wire Transfer System) と、ニューヨーク・クリアリング・ハウスの子会社 CHIPCo が運営するチップス (CHIPS、Clearing House Interbank Payment System) の二つがある。

- フェッドワイヤー (Fedwire)

支払がフェッドワイヤーで行われる場合、連邦準備銀行は支払指図を受け取ると、直ちに仕向銀行の勘定を引落とし、被仕向銀行の勘定に入金する即時グロス決済 (RTGS) を行っている。仕向銀行は、日中の決済をスムーズに行うため日中当座貸越を利用できるが、連銀はフェッドワイヤーの決済リスクをコントロールするため、参加銀行に対して認められた範囲を超える日中当座貸越に対して手数料を徴収している。

- チップス (CHIPS)

以前は、日銀ネットと同様、1日1回夕刻時点で当日の営業時間中に交換された支払指図をまとめて決済する時点決済システムであったが、現在では「CHIPS Finality」と称する日中連続的に Finality (取引完結性) を有する機能的には RTGS に近い即時決済システムとなっている。

参加行は、予め NY 連銀の CHIPS 口座へ当日の決済所要額を払い込んでおき、各行から発信された支払指図は、日中連続的にネッティングされてその差額が決済される。決済は日中残高の範囲内で日中残高が払込額の2倍を超えない範囲に制限されている。決済にこのような制限を設けることで、特定行への日中流動性の偏りによって生じる決済効率低下を回避している。発信後30分以内に決済できなかった支払指図は、発信した銀行に返却され、Fedwire等の別の手段により支払が行われることになる。なお、締切直前に残高不足で未処理の支払指図は、当該行へ不足残高が通知され、不足額は Fedwire を通じて CHIPS 口座に払い込まれる。全ての支払指図の決済が完了した後は、最終残高がプラスとなっている参加行に CHIPS 口座から Fedwire 経由支払が行われ、1日の終了時点で CHIPS 口座の残高はゼロになる。

EU 各国では、ECB (欧州中央銀行) の運営する TARGET (Trans-European Automated Real-time Gross settlement Express Transfer system) が EU 各国の RTGS システム (即時グロス決済システム) とリンクし、全体を1つの決済システムとして運営されており、金融機関は自国の中央銀行に保有する口座を通じてユーロ決済を行っている。

⁹ CLS 銀行を通じた2通貨の支払を同時に行う仕組みであり PVP(Payment versus Payment)と呼ばれる。本章【補足説明】(3)「決済リスクとその削減策」(P13)を参照。

英国では、金融機関がイングランド銀行に保有する口座を通じて RTGS システムである New CHAPS (New Clearing House Association Payments System) により、ポンド決済とユーロ決済が行われている。また、New CHAPS は、TARGET ともリンクしており、ユーロ各国の RTGS システムとのユーロのクロスボーダー決済も行われている。

【補足説明】

(1) コルレス契約

外国為替取引は異国間の金銭貸借の決済または資金移動を銀行の仲介によって行うものである。仲介者の銀行は、自行の海外支店を相手方として取引を進められればよいが、世界各地に支店網を設けることは不経済であり、実際上不可能でもあるから、外国に所在する銀行と外国為替取引に関する契約を締結して取引を行っている。この取引契約をコルレス契約といい、相手銀行のことをコルレス銀行またはコルレス先という。また、コルレス銀行に外国為替決済のための自行の決済勘定¹⁰を設けた場合にこれをデポジットリー・コルレス銀行といい、自行の決済勘定を設けていない銀行のことをノン・デポジットリー・コルレス銀行というが、どの銀行も資金の効率的運用を図るためにデポジットリー・コルレス銀行を極力絞っている。

なお、二つのコルレス銀行がお互いに決済勘定を有していない場合には、両行間の外国為替の決済は、両行が共に決済勘定を有している第三の銀行を通じて行われる。

- コントロール・ドキュメンツ
署名鑑 (List of Authorized Signature)、電鍵 (Swift Key または Telegraphic Test Key)、取引条件書 (Schedule of Terms and Conditions)
- コルレス取決書 (Correspondent Agreement、Agency Agreement)
外国為替取引の内容、手順等に関する具体的な取決めを記載した書類であり、次のような事項が定められる。
コルレス関係店、取引通貨、決済勘定、取引種類、補償方法、信用供与に関する事項 (与信の種類としては、信用状の確認枠、手形引受枠、クリーンローン枠、オーバードラフト枠など)

(2) スイフト (SWIFT、国際銀行間通信協会)

スイフト (SWIFT) とは、The Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication の略称であり、1973 年に欧米 15 か国の銀行により設立された協同組合である。スイフトは、コンピューターを使った通信手段で金融メッセージ伝達サービスを提供し、①安全で信頼性のあるネットワークを維持し、②メッセージの標準化によりリスクとコストを削減し、③自動化 (STP) を推進することを目的としている。2011 年 8 月末現在、212 か国、10,184 のユーザーがスイフトシステムを利用して金融メッセージを交換している。年間メッセージ通信件数は 44 億件を超えている。

顧客送金、通貨売買や貸借に伴う金融機関同士の資金付替、信用状取引等に係る通信手段として、

¹⁰ 通常、この勘定には金利が付かない。

世界中の金融機関で広く利用されている。

スイフトシステムで交換される金融メッセージ（スイフトメッセージ）は、10種類のカテゴリーに区分され、さらにいくつかのメッセージ・タイプ（Message Type, MT）に分けて定義されている。

表 1-2 スイフトのメッセージタイプ

	カテゴリー	主なメッセージ・タイプ
1	顧客支払と小切手 (Customer Payments & Cheques)	MT103：顧客送金
2	金融機関の間の付替 (Financial Institution Transfer)	MT202：金融機関の間の付替
3	外国為替、マネーマーケット、デリバティブ (Foreign Exchange, Money Markets & Derivatives)	MT300：外国為替のコンファメーション
4	取立とキャッシュレター (Collections & Cash Letters)	MT400：支払通知 MT412：引受通知
5	証券市場 (Securities Markets)	
6	金属とシンジケーション (Metals & Syndications)	
7	荷為替信用状と保証状 (Documentary Credits & Guarantees)	MT700/701：荷為替信用状の発行 MT707：荷為替信用状の条件変更
8	トラベラーズ・チェック (Travelers Cheques)	MT802：T/C 決済通知
9	キャッシュ・マネージメントと顧客状況 (Cash Management & Customer Status)	MT900：借記のコンファメーション MT910：貸記のコンファメーション
n	共通グループメッセージ (Common Group Message)	MTn95：照会 MTn96：回答 MTn99：フリー・フォーマット

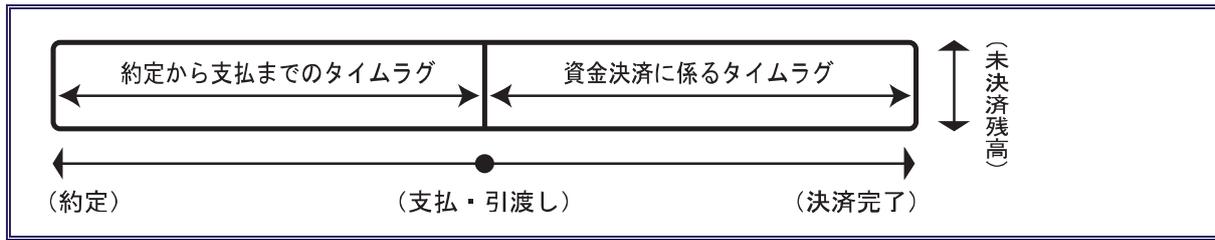
(3) 決済リスクとその削減策

i. 決済リスクとは

外為取引の一方の当事者が売渡通貨を支払ったものの、買入通貨を受け取ることができなくなるリスクであり、取引の約定後、資金決済の完了までの間に資金の支払側に破綻等のトラブルが発生し、決済が行われないことになるリスクである。

決済リスクの大きさは、一方の当事者の取引金額と約定から決済完了までのタイムラグを乗じた未決済残高で表される。

図 1-4 決済リスク



決済リスクのうち、時差によって生じるものを「ヘルシュタット・リスク」という。

ドル買・円売では、円は外為円決済により日本時間の営業時間内に支払われるが、ドルはチップスにより米国東部時間の営業時間内に支払われる。日本時間と米国東部時間では 14 時間（冬時間）のタイムラグがあるうえ、2つの通貨の決済は全く別々の決済システムを通じて行われ、受払いにタイムラグがあるため、円を支払った後でドルを受取る前にドルを支払う銀行が破綻すると円を支払った銀行はドルを受取れず損失を被ることになる。

ii. CLS 決済による決済リスク削減

「ヘルシュタット・リスク」を抜本的に解決するため、ロンドンに CLS (Continuous Linked Settlement) Service Ltd.が設立され 2002 年に CLS 銀行が稼働を開始した。

決済通貨が当該通貨国の決済システムの営業時間外であっても、受取通貨と支払通貨の同時決済 (Payment-versus-Payment) を行うことで、ヘルシュタット・リスクの解決に大きく前進した。2010 年現在、CLS 決済により解消した決済エクスポージャーは外為決済全体の 70%にとどまっており、残る 30%は依然としてコルレス銀行経由の伝統的な方法で決済されており決済リスクに晒されている。

iii. 外為円決済制度における決済リスク削減策

時点決済システムである従来の外国為替決済システムでは、ある銀行が資金を受取ることを前提に他の銀行に支払を行った場合、受取ができないと支払もできなくなるという不払の連鎖のリスク (システムック・リスク) があった。このようなことから、1990 年以降、海外主要国では RTGS を導入して、決済リスク削減が進んだ。

わが国でも金融システムに対する不安の高まりを背景に、決済リスク削減への認識が高まり、大口資金決済における決済リスク削減の取り組みが進んだ。具体的には、中央銀行システムを中心に世界的に採用されている支払指図発信の都度、1 件ごとに直ちに決済される RTGS (即時グロス決済システム) を 2001 年から日本銀行も一部に導入し、2008 年からは全面的に RTGS へ移行した。

(2) 最も基本的で重要な当局報告書（「支払又は支払の受領に関する報告書」）

今日、コンプライアンスの重要性は益々高まっており、その取扱い如何によっては、企業の経営問題にまで発展することもある。そこで、外為法上の報告で最もポピュラーな「支払又は支払の受領に関する報告書」の位置づけと留意点を簡単に述べる。

i. 提出を要する報告書の減少

外為法に基づく報告書は、1998年4月施行の新外為法により、従前に比べると大幅に減少した（それまでは、200種類以上あった報告書が4分の1程度に激減）。このため、現行制度では真に必要な報告書だけが残ったので、1件1件が重要な報告書となっている。

ii. 報告の目的

外為法上の報告書は、国際収支統計等の作成に必要な情報を的確かつ効率的に収集するため、また、有事規制の発動に備えて、取引実態の把握等を行うために対外取引を行った者に対して報告書の提出を求めているものである³⁰。

iii. 報告書の提出もれ

国際収支統計作成上、重要な基礎資料となっているのが、「支払又は支払の受領に関する報告書」であり、最も基本的な報告書である。当局（財務省・日銀）は、提出もれ防止と報告書を正確に作成してもらうため、種々アドバイスを行っているほか、財務省は重大な報告もれ等があった場合には、行政指導³¹などにより注意を喚起している。

これは行政手続法2条6号等による指導で、その結果は通常マスコミに公表される。また、違反者には罰則も設けられている。

iv. 報告もれが生じやすい事例

「支払又は支払の受領に関する報告書」の提出が必要となるのは、居住者が3千万円相当額超（北朝鮮向は3百万円相当額超）の外国向け送金を行った場合などであるが、報告書の提出もれが生じやすいのは、居住者が非居住者との間の支払等を本邦にある銀行等の為替取引によらずに行う場合が多いといわれている。

³⁰ 日本の国際収支統計は、誤差・脱漏が多く精度に問題があるとIMFから指摘されており、日銀は提出もれ防止等に厳しいといわれている。

³¹ 一般に行政指導は体制整備に余力のある大銀行、大企業に対して厳しい傾向があるといわれる。

(3) FATF の対日審査

マネー・ロンダリング対策（AML）の重要性は近年きわめて大きくなっているが、マネー・ロンダリングは、国境を越えて行われるケースが多く、対策には国際的な協調が不可欠となっている。こうしたことから、国際的な規制の枠組みを常に注視していくことが重要であるが、そのなかで中心的な役割を果たしているのが、FATF³²である。本邦のマネー・ロンダリングに関する法令も、FATFの動きに合わせて整備されてきた。

加盟国への FATF の相互審査では、「40 の勧告+9 の特別勧告」の計 49 項目について、遵守状況（法整備の状況等）が評価されるが、これまでに行われた対日審査では、全般的に厳しい結果となっている。金融関連分野では、「顧客管理」「Peps³³」「コルレス銀行業務」「内部管理体制の構築」などで厳しい評価をうけた。とりわけ、「顧客管理」は厳しい評価を受けた。

外為窓口業務としての顧客管理に限定しただけでも、次のような問題点を指摘されている。

- 事業者に対して顧客の本人確認のほか、取引目的や真の受益者（法人である顧客に対し支配的持ち分を有し、顧客を実質的に支配しているような者）などに関する情報の取得を求めるべきであるが、「犯罪収益移転防止法」ではそのような義務を課していない。
- 「犯罪収益移転防止法」では、顧客の本人確認として、個人の場合は氏名、住所および生年月日、法人の場合は名称および所在地の確認を義務付けているが、これ以外にも多数の情報取得の必要がある。
- また、事業者に対して継続的に顧客管理を行うことを求めているが、「犯罪収益移転防止法」はそのような義務を課していない。

このほかにも、事業者の内部管理体制の構築、本人確認書類の質の問題、本人確認方法の強化その他の技術的な指摘も多い。

このような結果を受け、2013 年 4 月 1 日から「犯罪収益移転防止法」に基づく「取引時確認」制度が施行された。確認方法の厳格化を内容としており、銀行等の特定事業者は、従来の本人特定事項の確認に加えて、取引目的や職業・事業内容等の顧客管理事項の確認を行うこととなった。

本制度は、国際的な要請に実質的な面で十分にこたえつつ、国内犯罪収益対策としての実効性と事業

³² FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）とは、アルシュ・サミットでの合意により、1989 年に設立されたマネー・ロンダリング防止の国際協力を推進する政府間合会である。

FATF の活動は大きく分けて 3 つある。

- ① AML の国際基準の制定・提言（法執行、刑事司法および金融規制の各分野で各国がとるべき基準として「40 の勧告」「9 の特別勧告」を策定している）
- ② 加盟国への勧告の遵守状況監視＝相互審査（「40 の勧告」「9 の特別勧告」について法制度等が整備されているかどうかを審査）
- ③ AML の様々な議題についての議論と方針の決定

³³ Politically Exposed Persons：外国における重要な公的地位を有する者

者の負担・利用者の利便性に配慮したとされているが、法人の実質的支配者を最終受益者としていないことや Peps との取引に新たな追加的対応を義務付けていないことなど国際的要請に合致していない部分がある。

(4) OFAC 規制

米国財務省外国資産管理局 (The Office of Foreign Assets Control of the U.S. Department of the Treasury:通称 OFAC) が、米国の外交政策や安全保障上の目的で外国資産管理法 (U.S. Foreign Assets Control Regulations) に基づいて実施している経済制裁である。

i. 制裁対象者

OFAC 規制には、国連安保理決議に基づくものと米国が独自に定めているものがあり、特定国、テロリスト、国際的麻薬組織、大量破壊兵器の拡散に関与する者などを制裁の対象としている。

ii. 分野別と国別制裁プログラム

OFAC 規制には、分野別制裁プログラムと国別制裁プログラムがある。

ii - 1. 分野別制裁プログラムにおける規制

反テロリズム、ダイヤモンド取引、反麻薬取引、大量破壊兵器の拡散防止、レバノン関係

ii - 2. 国別制裁プログラムにおける規制 (2013 年現在)

表 4-2 国別制裁プログラム

当該国に関係する取引が規制対象 (規制内容は国により異なる)	ミャンマー、キューバ、イラン、シリア、スーダン
当該国のなかで制裁対象者とされた者 との取引が規制対象	北朝鮮、バルカン地域諸国、ベラルーシ、イラク、レバノン、 コートジボアール、コンゴ民主共和国、リビア、ジンバブエ、 リベリア、ソマリア、イエメン

制裁対象者に指定された団体・個人は、OFAC の HP のなかに”Specially Designated Nationals List”として掲載されている。

iii. 経済制裁対象者に対して制裁義務を負う者と義務の内容

米国法人、米国人、米国居住者は、制裁対象者の在米資産・口座を凍結する義務があり、外国銀行の在米支店、米銀の海外拠点も含まれている。

米国所在の銀行 (外国銀行の在米支店を含む) や米銀の海外拠点は、制裁対象者が関与している米ドル建の送金や預金等を凍結する義務がある。

iv. OFAC 規制の適用

OFAC 規制の対象となる取引は、OFAC 当局の許可を得た例外取引を除き、取扱うことはできない。邦銀の在米支店を含む米国内の銀行は、OFAC 規制の遵守義務を負い、もし、規制対象取引に係る資金決済を行ったり、資産凍結を怠った場合には厳しい罰則が課される。

SWIFT 電文の内容は米国に筒抜けとなっているといわれており、カバー送金についても、米ドル建の場合には、米銀などにおいて資金が凍結されるケースが増えている。

このようなことから、本邦でも 2009 年 11 月から顧客送金に加えてカバー送金にも送金人情報の付記が義務付けられた（犯罪収益移転防止法）。

v. 外国送金に際して承知しておくべき事項

OFAC 規制上の制裁対象者に類似した名義の受取人宛てに米ドル送金を行うと、米国所在の銀行で資金がブロックされ、資産凍結の対象かどうかチェックされることになる。資産凍結されない場合でも送金遅延は免れない。

外国送金の受付に際して、制裁対象者又はその類似名義が検知された場合には、顧客に当該名義に係る住所・生年月日その他のエビデンスの提示を求め、検知された名義が規制対象でないことを確認したうえでなければ、取引を行ってはならない。

米ドル建取引がかなりの割合を占めるわが国の対外取引は、邦銀の在米支店や米銀への預け金を通じて資金決済が行われている。このため、米国以外の国との取引であっても、制裁対象者との米ドル建取引は、OFAC 当局の許可を得た取引を除いて、取扱ってはならない。

vi. 制裁違反のペナルティーの事例

金融機関が、米国の経済制裁に違反した結果、米当局との和解金支払に至った最近の事例

- 2012 年 H.S.B.C. ……3 億 7,500 万ドル
- 2012 年 Standard Chartered Bank ……1 億 3,200 万ドル
- 2012 年 ING Bank N.V. ……6 億 1,900 万ドル
- 2011 年 JP Morgan Chase National Association ……8,830 万ドル
- 2010 年 Barclays Bank PLC ……2 億 9,800 万ドル
- 2009 年 Lloyds TSB Bank PLC ……3 億 5,000 万ドル
- 2009 年 Credit Suisse ……5 億 3,600 万ドル
- 2009 年 ANZ Bank ……575 万ドル

外為法に基づくわが国の経済制裁や米国の OFAC 規制と同様に、EU においても国連安保理決議に基づく規制と EU が独自に定めている規制がある。